

2 天保十年(一八三九) 多賀郡宮田村浜へ打寄鯨入札
代金預り届書 (宮田根本家 83 状)

御預り申もろとも入札御払金□之事

一 白身 貳千五百五拾貫五百目

此代金拾兩本八百八文

但金壹兩貳百五拾貫め□

一 尾羽脇 貳百拾貳貫め

此代金壹朱文

一 赤身 拾貫め

此代金貳百文

此本百貳十壹文

落札人

〆金拾兩壹分本百七拾九文

元三郎 ㊦

内六兩三分本四百五拾貳文

富次郎 ㊦

是ハ御法之通三ヶ式、村へ被下候分

半 蔵 ㊦

残三兩壹分本七百貳拾六文

宮田村

金壹分ニ付壹貫六百五十文 所相置 取扱人
延式朱三百八文 庄屋

是ハ御法之通三ヶ一公納分

利左衛門

去ル九日もちもト申大魚

右者当村渚へ打寄候ニ付 拾七本打寄候処四本ハ骨

計リニ而切身無之、三本ハ砂へ埋ミ残り拾本切取候肉入

札御払被仰付、前書之金以御預り申上候所実正ニ御座

候、御上納之儀ハ来子三月中急ト御催促次第急ト御上納

可仕候、萬一私人如何様之変事度御座候共村役人之我々

相弁少も無滞相納可申候、仍如件

惣役人

3 時期不詳 多賀郡宮田村浜流寄鯨入札結果届書

(宮田根本家 84 状)

(端裏書)
「切流寄鯨御手願下書 亥其正月」

預り申鯨御払代金鑿之事

宮田村

一 金四兩三分式朱鑿貳貫三百十八文

收納人庄屋

内 金三兩壹分鑿壹貫五百四拾四文

理衛門

御公納分

金壹兩貳分式朱鑿七百七拾文

御公納分

白身六拾貫目

御公納分

脇ひれ壹枚

村江被下置候分

赤身九拾八貫目

村江被下置候分

ハケ

此鯨

川尻村

白身六拾貫目

川尻村

此代金三兩三分鑿壹貫七拾五文

弘人

脇ひれ壹枚

宇兵衛

此代金壹分鑿壹貫貳百三拾九文

忠三郎

赤身九拾八貫目

右兩人

此代金三分式朱文

宮田村

右於宮田村濱ニ切流シ鯨流寄候ニ付、貫目御改之上入札

御払ニ被仰付、右前書金鑿ニ而落札御払申請候処実正ニ

御座候、御払代金鑿之儀者(以下欠)

4 元禄元年(一六八八) 那珂郡湊・平磯村流鯨代金配

分取決書 (『茨城県水産誌 第一編』43頁)

一 元禄五年辰ノ二月中、冲合ニ而当村源兵衛本舟与中

湊拾五艘、平磯二艘ハ式ばん舟、船数拾七艘ニ而中湊

へ鯨老本引参候、金子三拾四両式分ニ賣、半金ハ御公儀様へ御召上ケ、残金拾八艘ニ而分取申候ニ、中湊衆被申候ハ、本船ナシニ拾八艘ニ而ワケ取可申由ニ御座候旨数度此方ヨリ申越、巳ノ三月廿五日ニ当村源兵衛本船ニハ式艘前為取申候、其外ハナミニワケ取申候由ニ御座候

巳ノ正月廿六日

舟庄屋 平左衛門
同 作兵衛

5 正徳五年（一七一五） 水戸藩鯨分一役達

（『茨城県水産誌 第一編』49頁）

鯨切取候御法

- 一 沖ニテ切候鯨ハ半分公納、半分ハ所之モノニ被下
- 一 岸へ寄鯨ハ三ヶ老公納、三ヶ式所之モノへ被下
- 一 沖ヨリ岸へ引付候鯨ハ四ヶ一公納、四ヶ三所之モノへ被下

右ハ寄鯨有之候節公納又ハ所ノモノへ被下候ワケ、向後前書之通ニ相済候間左様ニ相心得可被申候、尤獵師共へモ可申聞候、以上

正徳五年未四月廿五日

青木二郎衛門
吉田仁左衛門

湊村平磯村庄屋衆

6 慶安五年（一六五二） 鹿島郡子生郷寄魚代金の見舞

分け願書*（『旭村の歴史 史料編』627頁）

乍恐御訴訟申上候事

一 宍戸領子生郷之いそへ卯十一月十一日つりほり魚寄申候、魚之金子三ヶ老被下候、過分不残奉存知候、然共御公儀様御大切ニ奉存知、右三ヶ所之もの共老人も不残寄魚之場へ相詰、魚かこいをき番仕候、其上なみあらく御座候間方々よりつな三百筋あまり調、魚口付長々指置申候故すたり申候、并ニ塩釜寄魚之油ニて皆々捨めいわく仕候、右之通前々百姓草臥めいわく仕候間、御ぢひ（差込）に寄魚之金子皆々被仰付可被下候、御尋之上乍恐可申上候事

*史料表題は同書による。

関口作兵衛殿御代官所

子生村惣百姓

同

荒地村惣百姓

伊奈半左衛門殿御代官所

上釜村惣百姓

慶安五年正月十一日

御奉行所様

7 天和二年（一六八二） 鹿島郡荒野村地先の流鯨落札

届書（『茨城県水産誌 第一編』29頁）

- 一 金一両老貫九百四十三文
但此鯨あはら骨頭尾ひれなし

払主磯浜 理左衛門

右ハ荒野濱沖合ニテ漁舟之者共式十式艘にて見付引取申候間、近郷へ相シラセ我等落札ニテ金貳両三分五百八拾六文ニ現金払ニ申請候所実正ニ御座候、以上

天和二歳戌十二月廿日

舟庄屋 作兵衛

同 六左衛門

組頭 平次衛門

同 次左衛門

庄屋 杵之丞

谷田部太郎衛門様御代

塩崎武衛門殿

堺和庄兵衛様御代

久野五衛門殿

8 延享二年（一七四五） 鹿島郡下津村流鯨引上げ一件

（「地方凡例録」巻之五下 大石慎三郎校訂

『地方凡例録 上巻』326頁）

一 延享二丑年正月代官所並私領分郷常陸国鹿島郡下津村沖合に流れ鯨ありて、同村浜へ引上たる節の取計ひ、諸書物等見合せの為に左に記し置ものなり、

覚

常陸鹿島郡

下津村

一 流疵鯨老本 長九尋程

右は私御代官所常陸鹿島郡下津村沖合へ当月廿四日流鯨

有之、所の者見附獵船差出し右村岸へ為引寄申候処、鱸

掛なども相見へ、其上切跡等も有之、数日流れ候体に相

見へ候由訴出申候間、早速手代差遣し見分爲仕、追て可

申上候へども先御注進申上候、以上

丑正月

何之誰

御勘定所

覚

常陸鹿島郡

一 流疵鯨老本 但長九尋老尺五寸 下津村

此金三拾三両

内金三分吟味に付増

右は私御代官所常陸鹿島郡下津村へ引寄候流鯨の儀、先達て御下知伺候処、入札吟味仕、一応伺の上にて相払可申旨被仰渡候に付、其段見分の手代へ早速申遣し候処、右飛脚夜中罷歸り手代方より申越候は、村々入札相触候処、買人共相願候は丸鯨にて入札被仰付候へども、疵の程駮と相知レ兼候、切分入札被仰付候へば、買請候に手間も不相掛候間、右切分見込にて入札仕度旨相願候由に付、願の通切分入札申付候処、全体鯨古く其上春氣の儀時節悪く候間、此上四五日も御払遅く成候へば、皮肉油減じ肉腐れ用立兼候間、入札難仕由申之候、左候へば格別御不益の筋に罷成候間、御下知には相違仕儀へども、直払の積り入札申付、札数三拾三枚の内、落札書面の通にて御座候、増金高の儀再応吟味仕候へども、鯨古く此上増金難仕旨申候に付、漸く金三分増申付都合代金三拾三両にて御払申付候旨申越候、則入札三拾三枚、外に書付三通絵図三枚相添差上申候、右十分一上納殘金村方へ被下候、追て伺書差出可申候、右為御届申上候、以上、

丑二月

何之誰 印

御勘定所

覚

村高百廿六石老斗三升五合

常陸鹿島郡

一 流疵鯨壹本 但長九尋壹尺五寸 下津村

横壹丈三尺
此代金三拾三兩

内金三分 吟味噌

内金廿九兩貳分永貳百文 取揚候所の者へ被下候分

残金三兩壹分 永五拾文 十分一運上

高拾七石四斗四升四合五勺 料所分

金壹分 永貳百六文三分八厘

高百八石六斗九升五勺 松平清五郎へ被下候分

金貳兩三分 永九拾三文六分貳厘

右は先達て御注進申上候私御代官所松平清五郎知行所分郷、常州鹿島郡下津村沖合にて流鯨有之候に付、去月廿四日引寄訴出候に付、早速手代差遣し見分吟味仕候処、鱚掛にて上下口先無之、其上数日海上を流れ候と相見へ、切疵数ヶ所有之、第一腹下不殘切取肉腐れ申候、右鯨御払の積り御料私領村々入札相触候処、札数三十三枚の内、書面の金高にて下津村半兵衛と申者へ落札にて御座候間、増金吟味仕儀処、鯨肉腐れ油氣少きゆへ、増金難仕旨候へども、再応吟味仕金三分為相増、合金三拾三兩にて落札申付候、依之流鯨御定の通、右金高の内金三兩壹分永五拾文、十分一運上金の内永四百五拾六文三分八厘上納仕、金貳兩三分永九拾三文六分貳厘右村分郷松平清五郎へ被下、残金廿九兩貳分永貳百文御料私領の無差別下津村一村へ被下候様仕度奉存候、於然は右運上永四百五拾六文三分八厘御金蔵へ上納仕、当丑年御勘定に組仕上候積、御証文可被下候、以上、

延享二丑年二月

何之誰印

御勘定所

御附紙

書面の其方御代官所松平清五郎分郷、常陸国鹿島郡下津村沖合に、此度流鯨有之旨訴出候に付、手代差遣し吟味の上入札申付、三拾三兩に御払被申付候間、右金高の内、御定の通拾分一運上に申付、此内以高割永四百五拾六文三分八厘致上納、金貳兩三分永九拾三文六分五厘ハ分郷松平清五郎へ相渡、残金の儀ハ下津村へ被下候様被相伺令承知候、於然は何の通り取計ひ、御料分運上永四百五拾六文三分八厘取立之ヲ上納致され、当丑年御勘定に組仕上可被申候、断は本文に有之候、以上、

丑二月

差上申証文之事

一 金廿九兩貳分 永貳百文 鯨御払の内村方へ被下候分

右は先月廿四日常州鹿島郡下津村へ引寄候流鯨、御払被仰付都合金三拾三兩の内、十分一運上金三兩壹分水五拾文上納仕、残金書面の通御渡被下奉受取候、早速村方へ罷歸り、御料御私領無相違割賦仕相渡可申候、右割合の儀に付、不埒の儀御坐候ハゞ、後日に相知れ如何様にも可被仰付候、依て証文差上申候処如件、

延享二丑年二月 常州鹿島郡下津村

名主

誰

組頭 誰
百姓代 誰

何之誰様
御役所

9 文化十四年(一八一七) 水戸松岡領小野矢指村海豚

一件

(御用留類聚) 松岡中山家中高橋家写真版242 豎
茨城県立歴史館蔵)

文化十四丑二月

一 小野矢指村渚江海豚魚流寄候旨昨廿六日訴出二付、
早速清水小八郎出役いたし候事

金老両二九拾七貫目直段
一 鼠うるか切身式百三拾三貫四百目 落札人 居村
与惣次 富衛門

此代金式両老分本六百拾五文

□式朱式百拾四文

内代金老両式分本四百拾六文

三ヶ二居村方へ被下分

残金三分本式百九文 三ヶ老 上納分

□三百五拾六文

*うるか…いるかの異名(日国)

10 文政二年(一八一九) 水戸松岡領高萩村・下桜井村

寄鯨一件

(御用留類聚) 松岡中山家中高橋家写真版242 豎
茨城県立歴史館蔵)

文政二卯三月

一 高萩村渚江今廿七日鯨骨長九尺程流寄候旨村方々訴

出候間、支配指出為改候処、誠ニ骨計ニ而腐リ肉少々
有之候得共油等出候ニ者無御坐、更ニ用立不申候間、
陸江引揚指置候旨申出候事 右御月番御家老衆へ申出候

同年同月

一 下桜井村渚江昨廿七日八ツ時過鯨切売之頭并中骨流
寄候旨村方々訴出候二付、支配指出為改候所、折節高
浪ニ而人足大勢相掛ケ繫留候得とも何連ニも引揚候義
不相成、縄引切沖へ流出、更ニ有所不相見候由ニ御座
候、依而此上打寄候ハ、早速訴出御申付、支配之者罷
歸候段、御家老衆へ申出候事

11 文政六〇八年(一八三〇二五) 水戸松岡領鯨・海

豚運上書上

(御用留類聚) 松岡中山家中高橋家242-2 豎
茨城県立歴史館蔵)

諸運上御益等之事 附鯨海豚魚御益之共ニ

(1)

同年(文政六)五月五日訴出

一 金式朱本百五拾式文 三ヶ老公納分 流寄海豚魚御益

外金老分本三百五文 三ヶ二村方へ被下候引 足洗村 落札 幸三郎

切身目方百拾貫五百目 白身 村方々訴出有之候ニ付取

同 六拾式貫五百目 赤身 計として横山平兵衛出役

〆百七拾三貫目

右魚ノ図(図略)

長三間程

(朱筆)
「肉腐れ悪しきにほひいたし
候也、併油ハ少し有之由」

(2)

同(文政)七申正月四日

一 高戸濱方老里程沖合ニ鯨躰之魚相見候ニ付小船四艘
追々指出、右村小濱江引付候旨訴出有之候ニ付、出役之

上切身相改入札申付候所、余り安札ニ付口増言払左之通

但隱密□も立合御指出ニ相成候、中根藤藏、御与清左衛門

□舟取計出役ニ付兩人取計申候

一 鯨目方千三百五拾二貫三百目

金壹兩二六拾四貫三百目方六拾九貫九百目迄

此御払代金貳拾兩貳分本九百八拾四文

一 鯨鼻頭 此御払代本貳百五拾文

一 兩鰭 此御払代金壹兩壹分本五百文

一 尾 此御払代金 壹兩本五百文

惣々金貳拾三兩壹分本貳百三拾四文

内五兩三分本三百九文 四ヶ一公納分 当申三月上納

拾七兩壹分本九百廿五文 四ヶ三村方へ被下分

(3)

同(文政七)年同(五)月晦日訴出ル

一 高戸村地内屋りこ江昨廿九日夜何魚とも不相知大魚

一本流寄候旨訴出ニ付、軍司孫三指出為見届候所、切

取為□候処油更ニ不出、一向に用立不申、右者海中ニ

暫く腐り候義と相見候由ニ而何ニも不相成候ニ付、御

見捨願も有之候ニ付一ト通伺之上其通申付候事

右魚ノ図(図略)

長サ八間余 背ひれなし 尾長六尺 下口二尺八九寸

脇ひれ長二尺四五寸

(4)

同(文政七)年七月訴出ル

一 金壹分鏹七文 鯨沖合ニ而切取候、半分公納分

大津村

外ニ壹分鏹六文ハ半分為村方へ被下候分

此鯨切身百貳拾五貫五百目

此御払代金貳分本八文 但金壹兩ニ貳百五拾貫目直

□拾三文

右鯨ハ腐り候由ニ而沖合方少々切取参り候由、江橋吉衛

門・中根藤太兩人御用先ニ而改之上ニ而申付候

(5)

同(文政)八酉正月

一 金壹分本七百六拾七文 鯨御益半分公納分 (別記)

外壹分本七百七拾六文 半分村方へ被下分

此鯨切身五拾三貫目 但兩ニ六拾貫目

此代金三分本五百三拾三文

(別記) 大津村小漁船四艘ニ而去ル晦日右沖合ニ而切取参

候旨訴出有之候、少分之義ニ付□字賀□八取計ニ

頼遣候

12 文久三年(一八六三) 水戸松岡領高戸村寄鯨一件

〔御用留類聚〕 松岡中山家中高橋家²⁴⁶ 豎

茨城県立歴史館蔵)

(表紙)

文久二戌

文久三亥 兩年分

御用 留類 衆

慶応四年辰四月

殿様御下り書□□

寄鯨等之事

上 文久三亥三月

一 鯨切肉四貫五百目 但〔金壹兩ニ付ノ三十貫目直段〕

此代本六百文

一中

同拾貫三百目 同四拾貫目直段

此代金壹分本三拾文

一下

同拾口貫貳百目 同口貫目直段

此代金壹分本五拾六文

〆金貳分本六百八拾六文

但 本八百九十五文 三分一御上納

壹分本七百九拾壹文 三分二居村へ被下

右当村之内賀ひきほらと申所へ一昨廿日四ツ半時頃打寄候ニ付、我々共罷越見届申候所、至極切取捨候残物ニ者奉存候得共、大魚之儀ニ付不取敢御訴奉申上候処、早速御出役ニ而我々共人足大勢召連罷出、御立合之上精々切取候分前書入札御払ニ被 仰付難有奉存、前書之通無相違「」之義者ハ被 仰付次第急度御上納可仕候、以上

亥三月 高戸村 惣役人印

覚

口鯨口〆貳拾八「」 貳分本六百八拾六文

但白身計 両ニ口拾貫め五拾貫め迄直

内巻口百九口口文 三ヶ二村方へ被下

残本八百九拾五文 三ヶ老上納

右者高戸村賀引洞と申処へ去ル廿日四ツ半時頃打寄候旨訴申出候ニ付、早速支配指出為取計候処、前書口口御口口口口而此段申上候、以上

三月口 寺門喜八郎

13 明治二年(一八七二) 水戸松岡領天津浜鯨切取一件

(1) 天津浜沖鯨切取り届書

〔「已御用留」 松岡中山家中高橋家252 豎

茨城県立歴史館蔵〕

乍恐以書付御訴奉申上候事

天津村

一 切鯨白身 四拾貳貫四百目

一 同 赤身 四貫七百目

一 同 白身 拾五貫目

一 同 赤身 拾八貫目

一 同 赤身 十三貫目

右者口廿六日当濱沖合ニ鯨相見候ニ付前書之通り切取、同夜帰船仕候間、此段御訴奉申上候、依而如件

明治二年巳二月廿七日

右村「」

舟庄屋

「」

(2) 鯨切取り御益覚

〔「未御用留」 松岡中山家中高橋家247 豎

茨城県立歴史館蔵〕

覚

一 白身切鯨五拾七貫四百目

内式拾八貫七百目 切取人江[▽]拜[▽]借[▽]之通半分口口

残式拾八貫七百目 半分公納分

此代金壹兩壹分本七百四拾文 但兩ニ貳拾貫直段

一 赤身三拾五貫七百目

内拾七貫八百五拾目 右同断被下

残拾七貫八百五拾目 半分公納分

此代金八百九拾三文 但兩ニ八拾貫直段

式口〆金壹兩貳分本六百三拾三文 御益

右者去月廿六日天津濱沖口口口先鯨ニ見当切取帰船仕候旨申出候間、支配指出口御払口取計候処、御益辻前書之

通ニ御座候、以上

□月

高橋善衛門

補遺

14 寛永十二年（一六三五） 多賀郡大津村鯨切り一件

（『茨城県立歴史館史料叢書 8 松羅館文庫
所収寛永文書』 茨城県立図書館蔵「寛永文
書（4）」 茨城県立図書館蔵参照）

松岡領大津村之沖にてくちらを見付、四五駄肉をきり取
候由昨夜申来候、御大儀ながら其方御越候而何程きり取
候哉、又まる鯨にてきり申候哉、きれ計きり、くわしく
御せんさくにて早々御書付可給候、猶又あかり申候くち
ら其方御さしつにて御うらせ被成、何ほと二うり申候と
御書付可給候、江戸へ可申上候、為其如此候、以上

亥四月九日

太郎左衛門

齋藤猪之助殿

右之鯨、亥四月五日ニきり申候間、六日渡部五郎八方へ
改申候へハ、かまいなきよし申候ニ付而七日ニ大津へ其
飛脚帰り、八日ノ晩ニ我らかたへ申来候

御返事令披見候、海にて大津村之舟方共ハ見付申候鯨三
百三十七貫五百め御座候と、皆河茂左手代忠左衛門と立
合、金式両鑑三百五拾文ニうり付候由書面ニ承候、其段
各へ申候、尚重而これ方可申入候、以上

亥四月十五日

野 太郎左衛門

齋藤猪之助殿

尚々、大津ノ舟頭共事外ほねををり申候へとも、まつく不
残とらせ申候て、金鑑共ニあつけさし置申候、以上

一 書令啓上候、仍松岡領之内大津村之おもてへ六ひろ
程御座候きりのこのくちらより申候間、則松岡之御
舟被仰付候、齋藤猪之助立合改被申候所ニ、みの分ハ
皆くさり申候て、かわ三百三十七貫五十めきり申候
と、猪之助并皆川茂左衛門手代忠左衛門と申者立合、
金壹分ニ四貫め二ねをいたし候て金式両鑑三百五十文
ニうり申候、舟頭共過分ニほねおり申候、舟頭共如何
□被仰付候哉、得御意度奉存候、為其申上候、恐惶謹
言

亥四月十八日

野 太郎左衛門

飯 新右様

伊 玄蕃様

15 正保元年（一六四四） 鯨突きに番舟配置達

（小宮山楓軒『水城金鑑』 水戸市史編纂会刊）
一 くちらつき申候者鹿島之沖、大津・平方之沖に番舟
を置き、念を入成程つかせ可申事

16 享保年間（一七二五・二八） 水戸藩の鯨漁振興

（「水戸紀年」『茨城県史料 近世政治編I』）
（享保十年の条）
今年初テ鯨漁ノ船ヲ造ラシメ那珂湊ニテ漁セシム、明年
正月七日、十日此漁アリ 公観玉へリ
（享保十三年の条）
正月鯨ニヲ獲タリ、鯨船二十五年前廃ス、去年冬再興ア

リテ、那珂港ニテ此漁ニ精キモノヲ他邦ノ海濱ヨリ呼テ
漁セシム、又此漁ニアツカル小吏数輩アリ

17 時期不詳 水戸沖鯨分一由来

(「事蹟雜纂 一五」『那珂湊市史 近世』第
一章第五節)

漁人云、銚子ヨリコナタ十八里間ノ蒼海ハ鹿島ノ神ノシ
ラセ給フトコロ也トソ、コノ間国土ノ正東ニアタリ、東
方カキリナキ大洋ニタ、ヨヒ来ル洪濤、皆コノ間ニウチ
ヨスルナリ故、世界ニ第一ノ荒海ト云也、サテコノ十八
里ノ間ニ毎年鯨二箇アルナリ「多クヨル事アレトモ二箇ヲ減
スル事ナシ」、コレ竜宮ヨリ鹿島ヘ奉ルトコロト云、鯨ノ
遠沖ニ見ユルトキハ、先訴出ツヘキコトナレトモ、サヤ
ウニテハ各ノ利益ナラサル故ニ、遠沖ニテ七分ホトヲ切
トリ、三分ホト残シテ磯ニヨセ、ヨリ鯨アリト云フ事ヲ
コノ時訴ル、其カ、リノ吏来リテコレヲ檢シ、ソレク
ニ売サハキテ其三分ヲ運上トシ、残七分ヲヨリタル村ニ
配分ス、鯨ノ大ナルモノハ長八、九間ナリ、コレヲ貸シ
テ三百金余トナル、首ハ碎キテ油ヲトリ、或ハ焼テ糞土
ニ換フ

参考 鯨分一金のこと 「地方凡例録」から

(大石慎三郎校訂『地方凡例録 上巻』320頁)

一 分一金銀之事

(中略)

一 鯨分一金

鯨漁は鯛同様海中の大漁にして、突鯨の分一は是も水

名相場廿分一の運上なり、尤も鯨漁ハ国々所々にハな
し、重に紀州熊野浦・肥前五島・唐津・大村・松浦・
筑前福岡などに鯨突の大神者あり、其外の国々にも海
により鯨漁をする処もあれども、大造なる漁ハなし、
関東にても房州勝山浦に鯨漁あり、是ハ土鯨とて小く
して身ハ喰えず、肥しになる油を重に取る、尤も皮の
白身ハ食料に商売す、突鯨は一番森「森と云は鯨を突く
道具にして、鑿のやうなる鉄に木の柄をすげ、船中より突鯨
にいたす、漁師至て修練なくては突留がたきよし」を入れた
る者何分通り、夫より二番・三番と割合、尤も一番計
りにて留るもあり、又幾番も追々に突もあり、其外掛
り合の者分方法あり、尤も鯨の大小にもよれども、
仮令にも鯨老本取れば七浦浮むと云ほどの大漁なり、
鯨突の頭大村の儀太夫、松浦の与五郎などト云者は、
数千人の漁師を手下に付け、領主より格式等申付、至
ての大神者なり、此類の鯨突の頭ハ余国にも有べし、
其外流鯨・切鯨など鯨漁のなき海辺にも稀にハあるこ
となり、此定法は末に記す、

(中略)

一 突鯨・寄鯨・流鯨・切鯨分一定法之事

附 流鯨有之時取計諸書付等之事

一 突鯨廿分一

一 寄鯨三分一

一 流鯨拾分一

一 切鯨廿分一

書面の鯨あるときは近村へ入札を触、落札金高の内、
其場所料所なれば徳川家へ分一を納め、私領ハ領主地

頭へ納め、料所私領入会の村なれば落札金高を村高に割賦り、料所私領とも其当りの分一を納む、是は享保九辰年（一七二四）十二月代官原新六郎支配所分郷の村方に寄鯨ありし節伺て定る所なり、又安永五申年（一七七六）二月常州鹿島浦へ寄鯨ありしとき、分一のことに付勘定組頭横山幸之進へ代官より伺ひ、尚又評定所組頭江坂孫三郎へ定法承り合せし処、前書の分一に相違なき旨両人とも申聞る、又寛文九年下総国銚子浦料所私領入会の場処へ寄鯨ありしとき、料所私領と割賦し、料所の高に割たる内半分上納し半分ハ料所の者へ賜わり、又料所私領立会突留たる鯨ハ、料所分割当りの五分一を上納したる由、其後前書のごとく定法極りたると見えたり、

一 突鯨と云ハ生たる鯨を突留たるを云、一体鯨漁ハ前書に記すごとく漁場走り、鯨突の頭ありて定式に出す鯨漁分一等、其外浜法ありて嚴重に取締りあることなり、鯨漁なき場所にて突鯨のあるべき謂れもなし、勿論突留べき道具及び漁船もなきことゆへ突鯨ハなき筈なれども、海中のことゆへ万一沖合にて鯨を見請、道具を修理ひ漁師ども寄合、早船を以て突留間敷ことにもあらず、若し突留たるときは余漁と違ひ、早速村役人へ達し、支配代官領主地頭へ相届け見分を請け、近村へ入札を申触、落札の上払にいたし、落札直段の内廿分一を役所へ運上として差出す、漁師どもの分方ハ其浦の仕来り定法もあるべし、出入等に相成らざる様、村役人ども取計ひ、突留たるときの働に応じ、夫々歩分いたし所務することなり、

一 寄鯨と云ハ森を請て痛ミ、或ハ死したる鯨漂流し、自然と岸へ流れ寄りたるを浜へ曳上げ、前条の趣に注進し、入札の上払に成、其代金三分二は上納し、又は領主地頭へ分一に取り、三分一は寄たる村方へ下さる、是は沖にある鯨を人夫入用を掛て引寄たることにてはなく、自然と磯へ流れ寄たるを引上る計りにて、外に人夫等も掛らず、村方骨折失費等も薄きゆへ、地頭へ三分二、村方へ三分一と分る定法なり、

一 流鯨と云ハ、沖に漂流する鯨を見付、早速大勢にて早船を出し繋ぎ留め、浜へ引付て取揚たるを流鯨と云、分一は十分一を上納し、其余ハ村方ハ割賦することなり、

一 切鯨と云ハ、前条の如く沖に漂流する鯨を見付て、磯へ曳寄んとすると雖も、急に人数船等も揃ひかね、彼是する内遠沖へ流れ出ては手も届き難きゆへ、漁師ども早船を出し手毎に大庖丁「長二尺余の出刃庖丁なり」を携へ、鯨の上に乗移りて切取を切鯨と云、其時ハ我劣じと船を乗り付け、此庖丁を以て手々に切取ることゆへ、実に戦場の様にて、中には怪我等もあり、其内には次第に遠方へ流れ行き、浪風荒く切取ことも成難く、小船にてハ追掛切取がたきに付、船を乗戻し、右切取たる自身赤身を人々を集め五十集商人立会の上入札し買取り、落札直段廿分一は上納して、其余は切取たる漁師どもの所得にいたす、尤も上納分一の外に、其浦々の定め有て、村方へも運上を差出す、之は支配役人村役人等立会ゆへなり、此切鯨は下総銚子辺にハ度々有ことなり、右四品とも鯨を見掛れば、

早速村役人へ達し、支配役所へ届を出し、村役人并に其浦支配料所私領とも役人罷出、夫々見分し入札等を触ることなり、

一 寄鯨・流鯨等ありて之を浜方へ引上たる上、料所は支配代官より勘定所へ届書差出す、其文言の内数日漂流の趣に付、日間取れる程鮮魚次第に古くなり、払直段下直に成るべきに付、手代見分を仕直し、払の積に入札を触れ、落札の上鰹増等手抜なく吟味を遂げて払ひ渡し、跡にて入札並に絵図を添て差出す棟致すべき旨、届書に認め入るゝ方宜しき由なり、

一 見分の仕方は先づ総丈・幅・鱧掛け其外疵の有無、或ハ切取たる跡の有無等を巨細に見分し、疵口の寸尺を取り絵図に仕立ることなり、尤も左右二枚腹の方壹枚、都合絵図三枚に書き、疵の寸法等も委しく絵図に認め、其上にて料所私領近村へ入札を触れ、落札の上鰹増の吟味を遂げ、尚又二番札・三番札まで増金吟味諸証文を取り払にいたし勘定所へ伺ふべきことなり、

参考文献

- 高木昭作 「「將軍の海」という論理」 『水産の社会史』二〇〇二年
- 杉山節・二平章 「茨城の漁業発達史 第一報」 『茨城県水産試験場研究報告 37号』一九九九年
- 『高萩市史 上巻』一九六九年
- 『北茨城市史 上巻』一九八八年
- 『那珂湊市史 近世』二〇〇八年

制作 日立市の歴史点描

二〇二三年五月三〇日

増補 二〇二四年二月二八日